

# ～私道舗装整備補助事業・私道移管補助事業とは～

市民の皆様が所有・管理されている私道を、整備・改修するための工事費用や、町田市へ移管するために必要となる測量等の費用に対して、補助金を交付する事業です。

## ～申請方法～

### 1 「調査依頼書」の提出

私道舗装整備補助事業・私道移管補助事業ともに『町田市私道事業 調査依頼書』を、町田市道路部道路管理課財産係へご提出ください。

提出できるのは、私道の土地または隣接の土地を所有する方です。住所、氏名、連絡先、申請地、わかる範囲で道路の状況を記入して、住宅地図等の案内図、公図写、建築基準法上の図面等を添付してください。

調査依頼書を提出していただいた後、市の担当者が現地を調査して、私道舗装整備補助事業や私道移管補助事業に合格かどうかを回答いたします。

### 2 「同意書」等の提出

私道舗装整備補助事業や私道移管補助事業に合格となった場合、道路用地及び隣接する土地の所有者全員が事業に賛成する旨の「同意書」等を提出していただきます。

同意書等の提出後、事業実施時期が来ましたら市の担当者からご連絡いたします。

※ 現在、申込が大変多く、補助金交付（事業の実施）まで3年程度お待ちいただいています。あらかじめご了承ください。

※ 各課窓口の開所時間は、平日（月曜～金曜）8：30～17：00です。

## ～ お問い合わせ ～

町田市 道路部 道路管理課 財産係  
042-724-1147（直通）  
平日（月曜～金曜） 8：30～17：00

# 《私道舗装整備補助事業》

## 1 補助内容

路面の舗装について、私道の改修工事にかかる費用の一部を補助金として交付いたします。

※ 補助金額：80%以内（見積額と市積算額の安い方に対して）

最低補助額30万円

（参考：補助額30万円 ÷ 80% = 工事費375,000円）

## 2 主な条件

### （1）建築基準法で規定された次のいずれかの道路であること

- ① 第42条第1項第2号の規定による道路
- ② 第42条第1項第3号の規定による道路
- ③ 第42条第1項第5号の規定による道路
- ④ 第42条第2項の規定による道路

※ 上記に該当するかについては、**町田市都市づくり部建築開発審査課（市庁舎8階）**で、ご確認ください。

### （2）道路の幅が4m以上あること

原則として、道路位置指定や開発行為等の際の形態・寸法に基づく整備となります。道路の幅は、最低4m必要です。

### （3）隣接する土地に2棟以上の家屋が接続していること

一般の人だれもが通行するための道路であること（個人用の道路ではないこと）が条件であるため、私道に隣接する土地に、専ら人が住むことを目的とした所有者の異なる2棟以上の家屋が接続していることが必要です。

※ 接続件数のカウントに関する詳細は別途ご相談ください。

### （4）道路の土地所有者と隣接土地所有者の全員の同意を得られること

整備する私道の土地及び隣接する土地を所有する方全員の同意が必要です。

### （5）開発行為等から20年以上経過していること

開発行為の工事完了公告日等から20年以上経過していることが必要です。

※ その他、詳しくは現地等を調査した上で対象（適格）かどうかの判断となります。

# 《私道移管補助事業》

## 1 補助内容

私道を市へ移管する際には、必要に応じて道路を整備した上で、道路を管理していくために必要な図面を作製し、提出していただいています。そのために必要な整備、測量、境界標の設置、図面作製等の費用に対して補助金を交付いたします。

※補助金額：整備80%、測量等100%以内  
(見積額と市積算額の安い方に対して)

## 2 主な条件

### (1) 建築基準法で規定された次のいずれかの道路であること

- ① 第42条第1項第2号の規定による道路
- ② 第42条第1項第3号の規定による道路
- ③ 第42条第1項第5号の規定による道路
- ④ 第42条第2項の規定による道路

※ 上記に該当するかについては、町田市都市づくり部建築開発審査課（市庁舎8階）で、ご確認ください。

※ 上記道路の一部分のみを移管することはできません。

### (2) 道路の幅や隅切り等が適切に整備されていること

道路位置指定や開発行為等の際の形態・寸法等が確保されていることが必要です。道路の幅は4m以上必要です。道路の幅が6m未満で道路の延長が35m以上の行き止まり道路は、車輛用の転回広場が必要です。また、接続する道路との交差部分には、道路の幅に応じた隅切りが必要です。

※ 道路位置指定及び開発行為の図面は、町田市都市づくり部建築開発審査課（市庁舎8階）で、ご確認ください。

### (3) 隣接する土地に4棟以上の家屋が接続していること

一般の人だれもが通行するための道路であること（個人用の道路ではないこと）が条件であるため、私道に隣接する土地に、専ら人が住むことを目的とした所有者の異なる4棟以上の家屋が接続していることが必要です。

※ 接続件数のカウントに関する詳細は別途ご相談ください。

### (4) 道路の起点または終点が認定道（市道等）に接続していること

※ 私道が認定道（市道等）に接続しているかどうかについては、町田市道路部道路管理課（市庁舎9階）で確認ください。

## (5) 路面舗装やLU側溝等、道路設備の状態が良好であること

路面は舗装してあること、側溝は道路の両側にあることが必要です。劣化・破損等改修が必要な場合は、事前に整備していただいてからの移管となります。

## (6) 道路に交通の支障となる物件が無いこと

塀や段差解消用のコンクリートスロープ等、交通の支障となる物件が道路に出ているときは、移設・撤去が必要です。

## (7) 道路の排水が隣接する民有地等へ流れていないこと

道路排水は、全て公道又は公の排水施設に流れていることが必要です。

## (8) 道路の土地所有者と隣接土地所有者の全員の同意を得られること

移管する私道の土地及び隣接する土地を所有する全員の同意が必要です。

## (9) 開発行為等から5年以上経過していること

移管のための補助金交付を受けるには、開発行為の完了公告日等から5年以上経過していることが必要です。

## (10) 私道の土地に抵当権等が設定されていないこと

私道の土地に、所有権以外の権利（抵当権、根抵当権、地役権等）が設定登記されていないことが必要です。設定登記されている場合は、所有権移転前に登記抹消をしてください。

※ 登記抹消費用は補助金対象外です。

## (11) 道路の土地が分筆登記されていること

私道の土地が隣接する宅地等と一体となっている場合は、分筆登記が必要です。

※ 分筆登記費用は補助金対象外です。

※ その他、詳しくは現地等を調査した上で対象(適格)かどうかの判断となります。